

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課（室）

## 【規則】

○ 知事の権限に属する事務の一部を教育委員  
員会及び公安委員会の所管に属する機関の  
長に委任する規則の一部を改正する規則  
(県例規集登載)

行政改革推進室

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第三十八号

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則（昭和四十一年岡山県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 岡山県立学校施設使用料徴収条例別表の二の表の規定による設備の使用料の額の決定 教育長

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。